○大隅肝属広域事務組合市町村審査会に関する規則

平成21年４月１日

大隅肝属広域事務組合規則第22号

改正

令和４年３月29日規則第６号

大隅肝属広域事務組合市町村審査会に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）及び大隅肝属広域事務組合市町村審査会の委員の定数を定める条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第４号）に定めるもののほか、市町村審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定める。

（合議体の数）

第２条　審査会に設置する合議体の数は、４以内とする。

（一合議体の委員数）

第３条　一合議体の委員数は、５人以内とする。

（合議体の招集）

第４条　合議体は、合議体の長が招集する。

（合議体の長）

第５条　合議体の長は、合議体の議長となり、議事を整理する。

２　合議体の長が合議体に出席できないときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（庶務）

第６条　審査会の庶務は、事務局において処理する。

（雑則）

第７条　この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

１この規則は、平成21年４月１日から施行する。

２この規則の施行の際現に肝属地区介護保険組合認定審査会の委員である者は、引き続きこの規則による委員とみなす。

附　則（令和４年３月 29 日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。